

○ 開催日時 令和元年10月25日(金) 午後1時30分から

○ 開催場所 錦江町役場 会議室

○ 出席委員(農業委員13人、農地利用最適化推進委員9人)

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	鈴 一麿
委員	3番	鍋 康博
〃	4番	鳥越 秀一
〃	5番	徳永 哲朗
〃	6番	坂元 博美
〃	7番	寺田 郁哉
〃	9番	元丸 敏朗
〃	10番	貫見 和洋
〃	11番	毛下 利美
〃	13番	宿利原 進
〃	14番	本釜 好子
〃	15番	平原 榮

農地利用最適化推進委員

〃	内藪 政文
〃	山中 徹
〃	水流 佳文
〃	竹原 政洋
〃	安水 峯晴
〃	西川 健児
〃	折小野 道男
〃	横原 利己
〃	弓指 義洋

○ 欠席委員(農業委員2人)

委員	8番	安水 純一
〃	12番	内藪 雄治

○ 事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第28号 農地法第3条許可申請について

議案第29号 農地法第4条許可申請について

議案第30号 農地法第5条許可申請について

議案第31号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利
用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第32号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利
用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第33号 錦江農業振興地域整備計画の変更（除外）について

議案第34号 錦江町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定め
る条例の一部改正について

議 長	<p>只今より令和元年10月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日は安水純一委員、内菌雄治委員が欠席、寺田委員が遅参の届け出がありますが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に14番 本釜委員と15番 平原委員を指名いたしますので、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>
事務局	「会務報告と説明」
議 長	只今の会務報告について、質問等はありませんか。
全委員	(発言なし)
議 長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p>
議 長	<p>先ず、議案第28号 農地法第3条許可申請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第28号について説明します。</p> <p>先ず、受付番号12号の譲渡人はK・Sさん、K自治会在住の方です。</p> <p>申請地は神川字辻ノ下4962番1、地目は畑、地積は2,045㎡と、神川字辻ノ下4962番3、地目は畑、地積は271㎡で、2筆の合計は2,316㎡となっています。</p> <p>譲受人はT・Tさん、K自治会在住の方です。</p> <p>この申請は売買による所有権移転となっています。</p> <p>T・Tさんの経営状況は、世帯員2名、労働力2名、自作地7,654㎡で、水稻、露地野菜を主体とした経営をされています。農業機械等の所有状況は、トラクター1台、耕転機1各となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、水流推進委員です。</p>

	<p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を、水流推進委員お願いします。</p>
水 流 推進委員	<p>この土地については、以前数名の方に相談をしたんですけれども、それからそんなに急がなくて良いということで置いておいたんですけれども、譲受人のT・Tさんについては、何ら問題は無いかと思います。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
事務局	<p>売買価格は〇〇万円です。</p>
5 番 徳永委員	<p>売買価格的には地域の標準単価で問題は無いと思います。</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これから、議案第28号を採決します。 お諮りします。 議案第28号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 したがって、議案第28号については、原案のとおり決定しました。</p>

議 長	次に議案第29号 農地法第4条許可申請についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>それでは議案第29号について説明いたします。</p> <p>本日は内菌委員が欠席ですので、事務局から説明及び調査報告を申し上げます。</p> <p>受付番号3号については、畜舎等の建設のための申請となっています。</p> <p>受付番号3号の申請者は、F・Yさん、K自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、神川字蕨ヶ迫2060番、地目は畑、地積は5,822㎡のうち4,142㎡となっています。</p> <p>6頁から11頁にかけて、位置図、配置図等を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>この件については、8月の定例総会において農用地区分変更で審議して頂いたものです。用途区分変更の手続きが完了したため、今回、転用申請がなされたものであります。内容としましては、牛舎2棟、堆肥舎1棟、倉庫1棟、サイレージ置場2,500㎡となっています。</p> <p>10頁、11頁をご覧いただきたいと思いますが、11頁の1,2,3,番については既に出来ておまして、一部追認となります。</p> <p>Fさんは現在親牛38頭、育成8頭、子牛30頭程飼育されておりまして、今後、15頭の増頭を計画されております。</p> <p>転用については、農地区分は農振農用地であり、用途区分変更も済んでいますので、問題ないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議 長	ただいま事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第29号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第29号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>

委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第29号については、原案のとおり決定しました。
議長	先ず、議案第30号 農地法第5条許可申請についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>それでは議案第30号について説明いたします。</p> <p>この件についても、事務局から説明及び調査報告を申し上げます。</p> <p>受付番号6号については、畜舎等建設のための申請となっています。</p> <p>申請者はH・Tさん、K自治会在住の方とH・Mさん、K自治会在住の方との連名による申請となっています。</p> <p>申請地は神川字タツバミ1054番1、地目は畑、地積は6,005㎡のうち1,666㎡となっています。</p> <p>14頁から18頁にかけて、位置図、配置図等を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>この件についても、8月の定例総会において農用地区分変更で審議して頂いたものです。用途区分変更の手続きが完了したため、今回、転用申請がなされたものであります。内容としましては、牛舎2棟、堆肥舎1棟、倉庫1棟、サイレージ置場2,500㎡となっています。</p> <p>18頁をご覧いただきたいと思いますが、牛舎1棟、堆肥舎、倉庫については既に出来ておりまして、一部追認となります。</p> <p>Hさんは現在親牛28頭、育成1頭、子牛14頭程飼育されておりまして、今後、20頭の増頭を計画されております。</p> <p>転用については、農地区分は農振農用地であり、用途区分変更も済んでいますので、問題ないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただいま事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。
委員	(委員の中から「なし」の声)

議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第30号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第30号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第30号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第31号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第31号について説明します。</p> <p>受付番号5号の譲渡人は、A・Tさん、M町在住の方です。</p> <p>申請地は馬場字寺前ノ上2064番2、地目は田、地積は133㎡となっています。</p> <p>譲受人はT・Kさん、T自治会在住の方です。この申請は売買による所有権移転となっています。T・Kさんの経営状況は、世帯員4名、労働力4名、自作地5,541㎡、小作地5,039㎡で、露地野菜を主体とした経営をされています。農業機械等の所有状況は、トラクター、軽トラック、管理機各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、15番 平原委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>受付番号5号について、15番 平原委員お願いいたします。</p>
15番 平原委員	<p>はい。ご報告いたします。</p> <p>この場所についてですが、南日本新聞販売所からずっと上がったところの左側です。これは8月にあっせんが上がって来たものでございます。</p> <p>Tさんの所に入っている田んぼで、Aさんがどうしても、これだけは迷</p>

	<p>惑をかけるからTさんを買ってくれないかと相談があり、Tさんも了解したものです。価格の方は〇〇万円が付きまして。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 ただいま担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
2 番 鈴 委員	<p>この辺りは霜は出るの。</p>
1 5 番 平原委員	<p>霜はたまに出ます。</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これから、議案第31号を採決します。 お諮りします。 議案第31号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 したがって、議案第31号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第32号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請についてを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第32号について説明をいたします。 受付番号166号から175号については、農地中間管理事業による利用権の設定でございます。</p>

	<p>お手元の配分計画案をご覧ください。</p> <p>左側が利用権設定対申請地、中ほどが再配分条件、右側が再配分予定者ということになっています。一番真ん中のところが従前の耕作者ということで、利用権設定契約という中で基盤法によるという記載があるものについては、基盤法から中間管理事業への乗り換えでございます。</p> <p>今回は令和元年度第4期ということで、貸付の始期は12月1日からということになります。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第32号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第32号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第32号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第33号 錦江農業振興地域整備計画の変更(除外)についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第33号について説明します。</p> <p>申請者はK・Hさん、S自治会在住の方です。</p> <p>申請地は馬場字深山ケ崎4177番1、地目は畑、地籍は3,101㎡のうち1,000㎡となっています。</p> <p>この申請は、農家住宅のため農用地区域からの除外申請となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、2番 鈴委員です。</p> <p>以上です。</p>

議 長	ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を、 2番 鈴委員お願いします。
2 番 鈴 委員	はい。23日の日に安水委員と事務局の方2人、計4名で現地の調査を いたしました。この畑は前にS・Kさんから農地としてあっせんを受けた 土地でございますけれども、周りに他の人の畑も無く、周りは豚舎が囲ん でおりまして、住宅を建てても何ら問題は無いかと思いましたので、止む を得ないのかなと思いました。終わります。
議 長	ありがとうございました。 ただいま担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありません か。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第33号を採決します。 お諮りします。 議案第33号については、「止むを得ないと判断する」という意見にした いと思いましたが、ご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第33号については、「止むを得ないと判断する」 という意見とすることに決定しました。
議 長	議案第34号 錦江町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の 定数を定める条例の一部改正についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは議案第34号について説明いたします。 資料の方は35頁です。提案理由としましては、農業委員会等に関する法 律施行令第5条に規定された農業委員会の定数基準に基づき、委員の定数 を改めたいため、条例を改正するものでございます。内容としましては、3 7頁の方をご覧いただきたいんですが、農業委員の定数を今の15から1

	<p>4名とするということで、次の任期からの施行ということですが、なぜこれを改正しなければならないかというのが38頁です。</p> <p>農業委員会等に関する法律施行令の抜粋を載せましたけれども、1番の10a以上の農地をその耕作の事業に供している個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地をその耕作の事業に供しているその区域内に住所を有する法人の数の合計数が1,100以下の農業委員会、基準農家数が1,100以下の農業委員会の場合に、推進委員を委嘱する農業委員会は14名以下であるということが施行令の中で謳ってあります。それで錦江町はどうかと申しますと、農林業センサスが一番公的なものであると思います。販売農家数、自給的農家数が、2015年のセンサスで918世帯になっています。平成28年にこの定数条例をしたときには、この2015年のセンサスの確定数字が未だ出ていない状態でしたので、前の数字1,211を使いまして15としました。15の場合は19人以下なんですけれども、15人という定数を定めたところでしたところでしたけれども、918という確定数値が出ておりますので、当然この農業委員の定数を14以下にしないといけないということになります。それで最高である14名に定数の方を1名減とせざるを得ないという所です。それで今回、総会の方に協議ということで、町長の方から出てきておりますので、皆さんの方にお諮りするところでございますので、よろしくお願いいたします。</p>
議長	ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。
3番鍋委員	決まっている以上はしかたがないんじゃないですか。
2番鈴委員	推進員の方は基準が決まっているんですか。
事務局	推進委員の方は概ね100haに1人ということで、うちが1,600ha程度の耕地面積ですので最高16人ぐらいです。今、定数が10人ですので定数の方はそのまま良いということになります。
2番鈴委員	もし定数が1名減となった場合に、推進員を今の定数を未だ増やすということはできるんですか。
事務局	出来ます。

1 番 宿利原委員	推進委員は前、決まりではなかったけど、各公民館から1人ということで、10人ということで募集をしたところだったんだけど、今後もそういった形で行くんじゃないかなあ。
2 番 鈴 委員	今後、ちょっと検討する必要があるんじゃないかなあ。
1 番 宿利原委員	他の所は農業委員より推進委員の方が多いい市町村もあつとなあ。
事務局	それは100haに1人ということで、農地面積が多いと置ける訳です。
3 番 鍋 委員	ということは、宿利原とか、こっちの下の場合に、面積が200ぐらいあれば2人とかという理屈になるわけ。
事務局	いや。町全体で考えますから。だからその町全体の農地面積で考えて、後はどう配置をするかということです。
2 番 鈴 委員	地域の農地ばかりでは無くて、広さもある程度考えないと農地調査なんか大変やっで。範囲が広くなれば。
事務局	今一番心配しているのは、農業委員が14になったときに、どういう配置になりかということで、これはまた皆さんと協議しなければならないと思います。農業委員は地域では無くて、町全体を見るのが農業委員、推進委員はその地域を見るのが推進委員ということになっているんですが、農業委員さんもある程度地域割をしないとですね。全然知らない地域担当となっても活動自体が大変でしょうから。今ちょっとそこを心配しているところです。
3 番 鍋 委員	今、田代の場合は減がずっと3年間続く訳だけど、推進委員が。そうした時に、中々そここのところで見つからなければ、他の地域の人を、適任者がいれば、そういう人を持ってくるというのも考えなければいけないんじゃないかと思うんだけど。今までがそれをしないで、今度の場合は来たような気がするんだけど。そこ当たりの考え方はどうなんですか。
事務局	推進員はその地区から選ぶとなっています。それはただ住所があるだけではなくて、その地区に農地を持っている人。

3 番 鍋 委員	麓でも川原に農地を持っていれば、麓の人でも入れるということ。
事務局	そこに耕作地があつて、その地域を良くわかっているという人が、例えば麓地区にいとすれば、川原地区の推進委員として応募して頂ければ、後は農業委員会の審議となりますから、農業委員会の中での審議となりますから、この人は適当であると認めて頂ければ推進委員として委嘱はできます。農業委員にはその地区の縛りが無いということになります。
議 長	他にありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第34号を採決します。 お諮りします。 議案第34号については、「異議はない」という回答にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第34号については、「異議はない」という回答にすることに決定しました。
議 長	以上で、令和元年10月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

14番

15番

議事録調整者 窪 和人